

又号削除  
沿革加入

## もえぎ野北第2地区建築協定

### (目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和31年6月横浜市条例第17号）第2条の規定に基づき、第4条で定める協定区域内における建築物の敷地、用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (用語)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法及び同法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

### (名称)

第3条 この協定は、もえぎ野北第2地区建築協定と称する。

### (協定区域)

第4条 この協定の区域は、次のとおりとする。

横浜市緑区もえぎ野25番地の8及び9、12、29、30、31、33、36、38、70から73まで  
26番地の7及び21から26まで（23を除く。）

### (協定の締結)

第5条 この協定は、前条に定める協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

### (協定の変更・廃止)

第6条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反のあつた場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

### (建築物の制限)

第7条 第4条に定める協定区域内の建築物の敷地、用途及び形態は、次に定める基準によらなければならない。

(1) 建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。

(ア) 建築基準法別表第2(イ)項の第1号、第2号又は第3号に掲げる建築物。

(イ) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するものに供するもの又は周辺の住宅地の環境を害するものを除く。）。

(2) 建築物の敷地面積は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 敷地面積の最低限度は、150平方メートルとする。ただし、この協定の認可公告時に既にこれに満たない敷地にあつては、その面積を最低限度とする。

(イ) 1住戸当りの敷地面積の最低限度は、25平方メートルとする。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあつた日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の6か月前に第6条による協定廃止の合意がなされなかつた場合は、5年の期間で更新されるものとし、以後この例による。

2 第12条の違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

3 この協定は、その公告のあつた日以後において、この協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、効力があるものとする。

(建築協定運営委員会)

第9条 この協定運営のため、建築協定運営委員会（以下、委員会という。）を設け、次の役員を置く。

委員長	1名
委員	若干名
会計	1名

- 委員は、協定者の互選とする。
- 委員長は、委員の互選とし、協定運営の事務を総理し、協定者を代表する。
- 会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 委員長の変更を行なった場合においては、新たに委員長となつた者は、速やかにその旨を横浜市に届出るものとする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(土地の所有者等の通知義務)

第11条 この協定区域内の土地の所有者等の変更を行なおうとする者は、速やかにその旨を委員会へ届け出るものとする。なお、土地の所有者等は、新たに土地の所有者等となるものに協定書を引き継ぎ、協定の趣旨を伝えなければならない。

- 土地の所有者等は、建築物（付属建築物を含む。）の新築または増改築を行なう場合は、建築確認申請書提出以前に（建築確認申請を要しない場合にあつては着工の2週間前までに）、委員会に、計画の概要について通知するものとする。

(違反者の措置)

第12条 第7条の規定に違反した者のあつた場合、委員長は、委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して工事施行停止を請求し、文書をもつて相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

- 前項の請求があつた場合においては、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第13条 前条第1項の請求があつた場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長は、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもつて第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求するものとする。

- 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(補則)

第14条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事、運営費用並びに委員に関し必要な事項は、別に定める。

(付則)

第15条 この協定は、市長の認可公告のあつた日から効力を発する。

- この協定書は2部を市長に提出し、その写しを協定者全員に配布する。

上記建築協定の締結に同意します。

1992年 月 日

土地の表示 横浜市緑区もえぎ野 番地  
宅地 平方メートル

土地の所有者等  
(住所)

(氏名)